

令和7年度中に集められた各募金の使い道

令和7年度に集められた赤い羽根共同募金は、次年度に実施する事業分として令和8年度に助成されます。また、歳末たすけあい募金は、下記のとおり当年度（令和7年度）中に助成されています。

◆赤い羽根共同募金（募金総額） 5, 3 6 6, 4 6 7 円

●北海道内の社会福祉法人・NPO法人等の施設へ 8 5 8, 0 0 0 円

その内、遠軽町へ助成される事業

◎社会福祉協議会（地域ボランティア活動推進事業）（1 0 0, 0 0 0 円）

●遠軽町社会福祉協議会へ 4, 1 3 1, 4 6 7 円

◎地域福祉事業（2, 2 2 0, 0 0 0 円）

◎在宅福祉事業（1, 2 5 1, 4 6 7 円）

◎ボランティア事業（6 6 0, 0 0 0 円）

●網走地方共同募金委員会・遠軽町共同募金委員会事務費へ 3 7 7, 0 0 0 円

◆歳末たすけあい募金（募金総額） 8 4 5, 8 6 3 円

上記の募金総額の全額が、事業の配分金として令和7年度中に遠軽町へ助成されました。

●遠軽町社会福祉協議会へ 8 4 5, 8 6 3 円

◎歳末見舞金事業（5 0 0, 0 0 0 円）

◎地域福祉事業、在宅福祉事業（3 4 5, 8 6 3 円）